

第 1 回 葛尾村線量低減措置等検証委員会
議事録

1. 日 時 令和 6 年 11 月 11 日（月） 13：30～15：30

2. 場 所 葛尾村村民会館大ホール

3. 出席者

委 員：河津 賢澄委員長（福島大学）、坪倉 正治委員（福島県立医科大学）、
二瓶 直登委員（福島大学）、大澤 義伸委員（葛尾村野行行政区 区長）、
金谷 喜一委員（葛尾村野行行政区 住民代表）

オブザーバー：内山 弘行、渡邊 諒（内閣府 原子力災害対策本部）

関 係 機 関：吉村 和也（日本原子力研究開発機構）

事 業 者：三保谷 明、北田 直樹（葛尾風力株式会社）

平野 貴之、竹鼻 明（福島復興風力合同会社）

葛 尾 村：松本 弘（副村長）、安齋 朱美（復興推進室室長）、
松本 忠明（復興推進係長）

4. 議事

（1）委嘱状の交付について

松本 弘副村長より、委員への委嘱状交付を行った後、挨拶があった。

（2）開催趣旨及び葛尾村線量低減措置等検証委員会設置要綱について

葛尾村復興推進室安齋室長より、資料に基づき葛尾村線量低減措置等検証委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）の説明を行った。「設置要綱」に関する質疑応答はなかった。

（3）委員紹介及び委員長の名指について

各委員の自己紹介の後、設置要綱第 5 条 2 に基づき、事前の篠木村長の指名により河津委員を委員長に指名した後、委員長挨拶があった。

その後、設置要綱第 5 条 2 に基づき河津委員長が坪倉委員を副委員長に指名し、委員以外の出席者の紹介を行った。

(4) 議題

全議題について、説明を実施した後に、質疑応答を実施した。

1) 土地活用スキームについて

内閣府より 5.議題 (1) 資料に基づき、説明を行った。

2) 葛尾風力発電事業について

葛尾風力株式会社より 5.議題 (2) 資料に基づき、説明を行った。

3) 阿武隈風力発電事業について

福島復興風力合同会社より 5.議題 (3) 資料に基づき、説明を行った。

4) 解除予定範囲について

葛尾村復興推進室より 5.議題 (4) 資料に基づき、説明を行った。

5) 空間線量率の状況について

日本原子力研究開発機構より 5.議題 (5) 資料に基づき、説明を行った。

議題 (1) から (5) 資料に基づく説明後に意見質問の聴取を実施した。

主な意見及び質問は次の通り。

- ・(河津委員長) 表土剥ぎ取りと併せて耕転による低減作業を実施していると思うが、その時に出土した表土は、いわゆる除染土としての取り扱いをして、中間貯蔵施設に搬入しているのか。事業者に伺いたい。

→(葛尾風力 三保谷) 表土は場外へは持ち出さず、敷地内中だけで耕転をして、そこで盛り立てをする、あるいは、残土処理場で盛り立てをする形としている。

- ・(河津委員長) 表土剥ぎ取りと書いてあるが、これはあくまでも耕転して、ひっくり返しているということか。

→(葛尾風力 三保谷) そのとおりである。

- ・(大澤委員) 土を耕転したということだが、この土が置いてあるのはどこの土地か。

→(葛尾風力 三保谷) ヤード中で切り盛りをしているため、ヤードの中に盛ったり、道路の造成に使ったりしている。

・（大澤委員）道路の近くか。

→（葛尾風力 三保谷）道路の下に敷いている。

・（大澤委員）そのような方法で問題は無いのか。

→（河津委員長）除染、低減化対策の方法としては、例えば農業等でも上の土を下に耕転させて線量を下げていくというような方法は以前から実施している。

→（二瓶委員）深耕や天地返しは、農地で比較的濃度の低いところでは線量を下げる1つの手法として実施している。

・（大澤委員）資料 P25、26 の写真を見ると、かなり広い敷地だが、こんなに耕転できるものなのか。簡単にできるのであれば、野行地区でも最初からこの方法ができればよかったのではと考える。

→（松本副村長）葛尾村の除染は、基本的に国で責任を持って実施するという事で、表土は全部持ち出している。土地活用スキームは、事業者自らが責任を持って事業用地の表土を処理、処分するというようなことで制度を国で作ったものであるため、今回は事業者自らが敷地中で処理するという事で、保管や耕転によって線量低減を実施している。野行地区でもできたのではないかといいことだが、実際国では農地も線量によっては表土剥ぎ、反転耕、川内村では天地返しを実施したりしている。葛尾村では、まばらになってしまうこともあり、平等に除染を実施するということで、環境省でも葛尾村は全部表土剥ぎを行うことになったという流れがあった。

・（大澤委員）耕転により線量は下がるということか。ただ、道路とか路面、法面は線量が下がっているが、周囲の線量が高いと除染した所に入って来ることはないのか。

→（日本原子力研究開発機構 吉村）今回の場所はまだ除染されたばかりで経過を見る必要があるが、他の既に除染が済んでいるエリアでは線量が上がるということはないため、空間線量率が上がるほどの放射性セシウムの流入というのは、今のところ確認されていないと考える。

・（大澤委員）野行集会所の近くのモニタリングポストの線量率が、除染から1年後に少し上がった。野行はしっかり除染しているが、1年後に線量が少し上がったのを見た時に、これはどのようなことなのかと聞こうと思っていた。

→（日本原子力研究開発機構 吉村）野行のシチュエーションにもよるため、明確な答えを言うことはできないが、線量率が上がる要因は幾つかある。例えば家屋を撤去

した場合に、家屋自体がセシウムに汚染されていないという場合は、今まで家屋が裏山の放射線を遮へいしていたのに家がなくなったがために線量率が多少上がったというケースはある。

- ・（大澤委員）野行のモニタリングポストのある場所は広い所で、道路沿いにあるため、裏山から入ってくることはないと思うが実際には線量が高い。今回も除染をしても線量が高い場所から入ってくるのではと考える。

→（日本原子力研究開発機構 吉村）野行のケースに関しては、先述のとおり、周辺環境がどのように変わったかというのが影響することはあると考えるが、今回の解除範囲を見たところ、法面から土砂が入ってくるようなことがないように養生されているという点からも、あまり物が入ってくる影響はないと考える。また、枯れ葉や枝が外部から入ってくるということはあるが、枝や葉に入っている放射性セシウムの量というのは非常に限定的で、空間線量率に影響するレベルではないので、その点について心配はないと考える。

- ・（河津委員長）野行のモニタリングポストの線量に関して話を聞き、よく分からない部分がある。いわゆる線量率の揺らぎというものはかなりあるため、傾向としてずっと下がってきているのか、たまたま見た時に上がってたのか、というところのはっきりしないところもある。データは、規制庁から出ているモニタリングポストのグラフを見ることができるので、確認すればおそらく傾向的には分かるかと考える。この確認については、次回までにどのようなところが上がっているのか、少し確認しておいてもらったほうがいい。今回の解除範囲とは直接関係はないが、同じ地区ということもあるため、併せてよく見てもらえればと考える。

- ・（坪倉委員）各事業者からそれぞれの低減措置についての説明があったが、医療関係なので全然詳細の工程については分からないが、2社で完全に一緒であるのかについて確認したい。また、今後（解除後）の対応方法について、どのように考えているか2社の考えに違う可能性があるのかについてコメントをいただきたい。

→（福島復興風力 平野）施工方法及び除染方法に関しては、葛尾風力と福島復興風力では、同じ建設会社（清水建設）で施工している。施工に当たっては、工法も含めて協議の上進めており、過程も同じため、そのような意味では、施工方法はほぼ一緒と考える。今後の措置、運用方法については、メンテナンスの中身として、パターンとして示したものと若干違う部分はあるが、内容としては、巡視点検、年次点

検ということで、架空線はないので、架空線以外の部分に関して、基本的に葛尾風力と同じ内容になるかと考える。

→（葛尾風力 三保谷）質問は、事業開始後のいわゆる管理方法についてであれば、先ほどグラフ等で示したとおり、工事期間中はほぼ2週間に1回、定点でずっと継続監視をして、工事が終了した後については1カ月に1回程度、若干頻度を落とすが、定点観測の場所はずっと継続して実施している。ただ、今後事業を開始するに当たっては、全部ということにならないと考えるが、一定の範囲で事業を実施する範囲内で、定点観測はずっと継続をしていく予定である。当然のことながら作業員の被ばく等を防止するためにも、除染電離則に基づいた対応をしていくということで考えている。おそらくその考え方は一緒ではないかなと考えるが、福島復興風力と相互で確認したことはないが、そのような管理をする予定である。

・（坪倉委員）除染電離則等に関係するようなことは法律的に実施しなければならないことであると考えているが、それ以上の事を何かやることを考えているかどうかに関して伺いたい。

→（葛尾風力 三保谷）先ほど JAEA から被ばく量の推定をするのにそれぞれの作業の項目が出されていたが、当然風力発電所、これはいわゆる電気事業法上という設備としては、毎日見ないとならないというものではないが、これについては定期的に巡視をする。それによって、道路やヤード等、当然風力発電機はそうだが、そのようなものの設備の状況を確認しながら、例えば先ほど懸念があったような、法面が崩れている等があれば、これは直ちに対応していくということになるかと考える。そのような意味では、設備の保安点検と、放射線管理というものは、ある意味一体的に動かしていくということになるかと考える。

→（福島復興風力 平野）その後の確認という意味では、葛尾風力の内容と同じになるが、設備の巡視点検を定期的に行い、その時に法面の保護状況等々含めて確認をしていくことは考えている。

・（河津委員長）これはあくまでも管理上の話だと考える。今回は居住区域ではないが、居住区域の場合だと、何らかの影響で線量が高くなった場合には、フォローアップ除染などを行うことがあるが、いわゆるその場所の管理だけではなく、放射線管理という観点から、低減化対策を行った後に、それがどこかで崩れるというか、何かの影響で出た場合の対策というのは考えているのか

→（福島復興風力 平野）巡視なり点検において定期的に線量の確認をしていくことは、検討、予定しているが、その中で線量が高くなっているという事が万一あった場合

には、それに対する個々の状況に応じた対策というのを、専門家にも相談しながら対応していくということになるかと考える。

- ・（二瓶委員）中身についてはよく分かったが、データについて教示いただきたい点がある。17 ページの葛尾風力発電所内の空間線量だが、緑の部分、一番下の場所の除染後（作業後）の線量率が半分しか下がってないように見える。ここが他と何か違う状況にあるのかというのが1点。もう1点は、阿武隈風力発電のデータ28ページと29ページの $2.5\mu\text{Sv}$ のところであるが、このデータは被ばく量ではなくて、空間線量という理解で良いか。その場合には、 $\mu\text{Sv/h}$ と時間当たりの表記にした方が良いということと、29ページの、7月26日と3月14日のデータが全ての地点で同じになっているのが異様に感じるため、データの確認をしていただきたい。
- （福島復興風力 平野）造成後の数値が伐採後の数値よりも高い数字になっている部分もあり、確認を行い誤植部分については訂正させていただく。
- （葛尾風力 三保谷）17ページのグラフでいうところの緑の線、一番大きいものとその下のグラフとも関連しているが、ちょうど架空電線路の入り口になるところで、これは先述のとおり、約1,000mにわたって、幅6.1mで伐採はしているが、土砂はいじっていない場所である。左のグラフを見ていただくと分かるが、それぞれの地点で伐採をかけると $2.5\mu\text{Sv/h}$ を少し切るぐらいの水準まで下がり、そこからまた下がるが、これは土砂、表土剥ぎをして耕耘をしていくことに起因するものと考ええる。ただ、架空送電線付近に関して、それ以降あまり線量が下がらないのは、表土剥ぎ、あるいは耕耘をしていないということによるものだと考える。
- ・（坪倉委員）この土地活用スキームというのは、避難指示解除と完全に一致するものではなく、放射線管理区域の話でもない曖昧な部分に位置するものと認識している。線量が下がっていることは理解しているが、人が住む場所ではないというふうに明記されている感じで、風力発電で毎日管理するために入域して、常に高い所に立っているわけでもなく、何かに触るわけでもないの、被ばく量が 1mSv を超えるようなレベルにはならないというのは、データ上も明らかだと考える一方、この作業を行う作業者の線量管理等を今後長期的にどのように考えるのが重要である。線量率が下がっているところで管理区域のレベルで管理することを求められると、事業者も困ることになり、また、通常の解除と同じであるなら、なぜスキームを適用するのかという話にもなるので、例えば葛尾村から、事業者に対してこれだけは管理としてお願いしますという話をする、事業者からは少なくともこの項目についてはしっかり管理しますという話をする必要があると考える。2社の説明を聞いて、

線量を見て公表することについては、まだ決まっていない状態で、お互いが曖昧な状況であると考え。詰め過ぎるとややこしい話になることは認識しているが、このスキームが今後土地活用という形で他の地域でも進むのであれば、試金石となるような管理の方向性を示す意味で、社会的な面も考えると、少なくともこれだけは実施するというのを、葛尾村から言っていた方がいいと感じるところはある。事業者としては、それではもともと解除と言わないで欲しいという話であったりすると思うが、曖昧な形の為、この辺りをどう考えるべきかということが少し気になる。ただ、医者立場からは、実際線量は低いので、従業員の方の健康問題を別に考える必要はないですということは明確であると考えている。

→（河津委員長）非常にその辺がこの委員会の運営としても少し難しい部分がある考える。この土地活用スキームは、一番初めに、飯舘村で人が出入りするという前提で実施したところだが、この辺をできれば内閣府に説明していただければと考えている。今回と違うようなところと同じような面を含めて、解除に対してどのような懸念があったか、考え方としてこのようなことがありました等、事例としてこのようなことがありましたということが紹介いただけたらと考える。

→（内閣府 内山）飯舘村の場合は、第1号の案件として、長泥曲田公園という公園用の土地を整備してアスファルトで舗装して、避難指示解除したというもの。当然土地活用の政府方針にあるとおり、住民の居住は想定をしてないということで、公園で寝泊まりする想定などはないが、住民の往来は十分にあるということで、実際に人の立ち入りなどはされている。線量の管理という観点については、解除に当たっては、このような形で線量の検証委員会を実施し、線量の問題がないかという確認をしており、あと土地活用の管理主体、飯舘村の場合は、村自身が、村のほうで作成した土地活用方針というもの、今回、葛尾村でもこの発電事業用地を造るに当たって土地活用方針というものを整理していただいているが、その中できちんと線量の測定をして定期的に報告をすることということになっており、長泥曲田公園における線量についても定期的に確認をして、村の中で、あるいは、国に対しても報告をしていただいて、確認をするということをしている状況である。

葛尾村の場合も同様に、土地活用方針を踏まえ、この事業用地に関しては定期的に報告を、線量の状況を確認していただく想定。また、それを村などの関係、国も含めて報告をいただくということになっているかと思うので、事業者が確認をして、その上で必要な対応があれば事業者に対応して講じていただくということと考えている。

- ・（河津委員長）今の話の中でも、結局個別に、住居などある程度低い、3.8にこだわらずかなり低くなくてはいけないという部分があり、それはやはり住民の方の考え方が反映されている部分があると思うが、今回の場合、直接住民が入るのはあまり考えられない。道路があるので行き来はできるが、抜ける道路ではなく、行き止まりなので、あまり活用される道路ではないかなという感じはしている。あと1点、その道路の周りは皆、帰還困難区域のため、他に道路があれば、おそらくこれは全部止めるような柵でも何でも対策を取られると考えるが、この辺は環境省の管轄なのかもしれないが、住民が普段出入りするようなことはしないと考える。例えば一番近くに住んでいる野行の方々としては、出入りするようなことは考えられるのか。

→（大澤委員）簡単に入ることができる。

- ・（河津委員長）道路から入るのは難しいところはあっても、脇からはいくらでも入れるというのは、他でも随分ある話ではある。そのような意味で、それを全部止めるのは現実的には無理な話かなとは考えるが、葛尾村役場で考えてることはあるか。

→（葛尾村 安齋）今回、避難指示の解除という意味では、県道50号線から村道地蔵沢線というのは、制度上は入れる土地にはなる。ただ、今回その行った先が風力発電所しかないという所で、そこは風力発電所としての防犯上、保安上の管理の問題もあるかと思うので、どこの段階で人を止めるかは、今後事業者や国の方とも協議をして決めていくことになると思う。

→（河津委員長）私も含めて実際に風力の現場に行っていないので、イメージが湧かない部分はあるが、例えば送電線が通っている下のおそらく車が通らないような所、そのような所がどういう状況になっているのかというのは、現場に行ってみて実際にサーベイメータを当ててみないと分からない部分もあるため、次回視察することになっている。

- ・（坪倉委員）次回の委員会において可能であれば、何が義務であり、どこが企業の努力目標であるのかを明確にしていきたいと考えている。今日詰めたいという話ではないが、先ほど内閣府の話は、線量をチェックして葛尾村に報告することが義務であるという理解で良いのか。先ほどの回答ではそのように聞こえなかったが、具体的には、ここは義務として決まっている、ここは葛尾村と企業で協議して決まっている、ここは今後詰めていくべき事項であるといった点を、もう少し分かりやすくしていただけるとありがたい。

- (河津委員長) 少し曖昧なところがあるため、ぜひその辺は何かの形で示していただければ考える。村と事業者で例えば協定などを結んでいるわけではないと考えるが、どのような約束事があったのか、これからどういう方針でやっていくのか等、もう少し数字も含めてしっかり出てくれば、われわれとしても非常に評価しやすいと考えるが、村としてはいかがか。
- (葛尾村 安齋) 今回、事業者が土地活用スキームを利用する場合に、踏む手続きについて土地活用方針というものを村で内規として定めたものがあるので、次回、そちらを示したいと考える。
- (河津委員長) 示していただき、そこでまた少し議論を深めれば良いと考える。
- (内閣府 内山) 1点補足として、今回、土地活用スキームを使った避難指示解除については、あくまでも避難指示解除をするということで、そこは先ほど説明したとおり、避難指示解除に係る要件、空間線量率 20 ミリシーベルト以下であるということはきちんと明記をしており、その意味では、避難指示解除されれば、その他の復興拠点や、既に解除されたエリアと扱いとしては同じということになる。資料の中でも、その上で住民の宿泊や居住は想定していないが、住民の立ち入りや、出入りには、別に制約はないと書いており、参考までに 7 ページ目の、これは「復興拠点外の土地活用に向けた避難指示解除について」という文書の中の一部だが、7 の(3)のところの 2 行目から 3 行目、「これは避難指示解除をしてきた区域と同様に住民の立ち入りは自由であり従来の制約はない」という形で記載をしている。もちろん「日常的な生活を営むことは想定していないが」というのが前提にある。従って、飯館村の公園のケースでも、別にそこで暮らしていただくという前提ではないが、避難指示解除されることになれば、住民の方々の往来は、あくまで自由であるということで、念の為の補足ということでお伝えする。
- (河津委員長) やはり土地スキームの避難解除も他の避難指示解除も結果的に変わらないと、何を用いたかというだけであって、取り扱いとしては変わらないということと認識した。
- (内閣府 内山) 政府方針上は、解除に当たって住民の居住というか生活を営むという点では想定をしていないというのが、この土地活用スキームというところになる。
- (河津委員長) 他の例として、浪江町等では、帰還困難区域の中での線解除という道路だけ解除して、そこは行き来を自由にするという事例があるかと思うが、ここでは、周りに家があれば当然柵をするが、そうでないと道路から脇に入るのはほとんど自由な所が多くあると思うが、そのような意味においては。それと同じ取り扱いというふうに考えて良いのか。

- (内閣府 内山) 浪江町の線拠点は、基本的に特定復興再生拠点区域の区域と同じ扱いとして整理して、線拠点と位置付けた道路とその周辺、外縁を除染をして行き来できるようにするというものになっているので、基本的には拠点での解除とまったく同様のものというふうにご理解いただければと考える。
- ・ (大澤委員) 「住民の立ち入りは自由である」と書いてあるのだが、この自由とはどういうことか。今回の解除では、ゲートとかは作らないということか。
- (内閣府 内山) 今回の解除を予定している区域に関しては、村道と、事業用地、事業のための管理用道路があるが、事業用の用地に関しては、関係者以外立ち入り禁止のような形で制限をするような形になると考える。ただ、村道に関しては、今の帰還困難区域でバリケードはなくして、基本的には住民の行き来ができる形になるかと考える。
- ・ (河津委員長) 具体的には、どこの行き来が自由になるのか。
- (内閣府 内山) 15 ページ緑の既設道路というのは、これが村道、地蔵沢線という所で、この緑の線の箇所が、村民が往来することが可能なエリアになると考える。その先のオレンジとかピンクの箇所は、事業用地となるため、関係者以外立ち入り禁止ということになると考える。
- (葛尾風力 三保谷) 内閣府からの説明のとおり、緑のところは公道だが、今回、葛尾風力事業でもって造成をしている道路、ヤード、架空電線路については、公道からの入り口のところにはバリケードや表示等で入れないような規制をかけるといことで考えている。これは電気設備の保安上も必要になるということで、放射線対応というよりは、むしろそちら側で入れないという状況となる。
- (福島復興風力 平野) 阿武隈風力発電については、28 ページ、3 工区、4 工区、変電設備用地に関しては、変電所がある。線量低減している盛り土箇所ということで、10 メーター近く高盛り土にしているエリアだが、その上に変電所があるということで見晴らしが良く、事業用地ではあるが、展望場所とするため、バリケードを設置することは考えていない。それ以外の第 3 発電所および第 4 発電所の入り口に関しては、管理上の目的で国有林および経産省への届出上の、取り決めから門扉を設置することを考えている。
- (河津委員長) 次回、住民が行き来できる道路と (区域) を資料として示していただければ地元の方も分かりやすいと考えるので、各事業者で準備をお願いしたい。

- ・（大澤委員）20年後、自分はもう90歳を過ぎるが、20年後にこの施設や、道路はどうするのか。
- （河津委員長）事業者説明の中で、FITは20年という話があったが、阿武隈風力で、30年、40年後も運転したいという話について少し詳しく説明をお願いしたい。
- （福島復興風力 平野）阿武隈発電所としては、風車のメンテナンスをしっかりと、20年というのはFIT期間だが、20年以降もしっかり運転できるような体制をとることにしており、20年後も、私どもとしては運転を継続したいというふうに考えている。実際に20年後に必ず運転継続できているかどうかというのは、その時の状況によって、お約束はできないが、私どもとしては機械的にはしっかりと20年以上も運転できるように考えている。かつ、20年、30年運転した後、機械寿命が来てしまうが、その後もリプレースという手法が経産省のほうであるが、更新していく、新たな技術を持つ風力発電設備に更新していくというような格好で継続して運転できればという目標および希望を持っている。
- （葛尾風力 三保谷）私ども葛尾風力も同じであるが、当然20年以降も事業を継続できるのであれば、当然地元行政、住民の了解を得られればということになるが、継続したいと考えている。ただ、継続が難しいという場合には、賃貸借契約、国有林の貸付契約上、いわゆる原形復旧ということになり、発電機を撤去して、その後は、地形を元に戻すわけにいかないが、植林等で戻すと、そのような形になるかと考えている。そうならないように20年以降も事業を継続できるよう頑張りたいと考えている。
- ・（金谷委員）風力発電の機器は外国製だと思うが、その外国ではどのぐらいの実績があるのか。また、発電のブレードや本体等はどこから輸入しているのか少しお聞かせいただきたい。
- （福島復興風力 平野）私どもの設備としては、葛尾風力とも同じだが、GE製（米国に本社のあるゼネラル・エレクトリック社が最近分社化してGEベルノバという会社になっている）の風車であり、幾つかシリーズがあるが、私どもが共通して使っている3.2メガ機に関しては、世界でも1,500ぐらいの実績があると承知している。日本で導入される予定の数量としても、私どもで46基、既に導入されているものとしても50基以上あるため、100基、150以上は予定されているものである。従って、実績的には十分というところもあり、私どもも選定させていただいたという経緯がある。その後もしっかりとメンテナンスをしていくというこ

とで、日本にもそれだけの数量が導入される予定であるので、GE と共にメンテナンス体制を今作っていったような状況である。

部材としては、発電機中心の風を受けて回転させて発電をさせる、上に載っている四角いナセルと言うものは、ドイツ製が中心になっている。（私どもの 46 基のうちドイツで作ったものが 40 基、中国で作ったものが 6 基）、ブレードおよびタワーに関しては中国製である。GE で指定した仕様および品質検査に基づいて中国メーカーで作ったブレードおよびタワーを製作し、それをドイツで作ったナセルと組み合わせて日本で組み立てて据え付けして、今、試運転等々の準備をかかっている状況である。

→（葛尾風力 三保谷）葛尾風力においても同じ状況である。

- ・（河津委員長）今日は概要ということで、それぞれ説明をいただいた中で、現時点での質問等があったが、次回は、現場の視察の話もあるため、またぜひ次回もお願いしたいと考える。

5. その他

1) 今後のスケジュールについて

葛尾村復興推進室より資料に基づき説明を行った。主な意見及び質問は次の通り。

- ・（河津委員長）第 3 回委員会の開催は、12 月の議会の前か又は後になるのか。

→（葛尾村 安齋）現時点では、議会の前にできればとは考えてはいるが、今回第 1 回委員会及び、第 2 回委員会での議論を踏まえて、まだ少し調整させていただきたいと考えている。

→（事務局）第 2 回委員会の開催について 1 点補足をさせていただきたい。第 2 回委員会は、11 月 20 日水曜日 9：30 からの予定となっているが、葛尾村役場の駐車場に集合ということで、そこから車に乗り合わせて行くことになる。

- ・（河津委員長）それでは時間も予定どおりということで、これをもちまして第 1 回の葛尾村線量低減措置等検証委員会のほうは、終わらせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

以上